

島根県警察からのお知らせ



島根県公安委員会が認定する交通誘導警備業務 における検定合格者の配置路線の変更について

警備業法により、警備業務を営む者が、

- 高速自動車国道又は自動車専用道路
- 島根県公安委員会が認定する路線

において、交通誘導警備を実施する場合、検定合格者の配置が義務づけられています。

島根県公安委員会が認定する路線については、平成19年から国道の4路線を指定していましたが、この度、見直しを行い2路線を追加しました。この変更は平成25年4月1日から施行されます。

現在の指定路線・区間

平成19年7月2日施行

路線	区間
国道9号	島根県の全域
国道54号	島根県の全域
国道191号	島根県の全域
国道431号	島根県の全域

改正後

改正後の指定路線・区間

平成25年4月1日施行

路線	区間
国道9号	島根県の全域
国道54号	島根県の全域
国道191号	島根県の全域
国道431号	島根県の全域
国道485号	松江市の全域
主要地方道松江島根線	松江市西津田1丁目360番15地先から同市菅田町166番地先まで
主要地方道松江鹿島美保関線	松江市袖師町3番地先から同市鹿島町恵雲509番1地先まで

お問い合わせ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係

電話 (0852)26-0110(内線 3031)